

キャンプ瑞慶覧跡地利用計画が

(西普天間住宅地区)

庁議決定されました

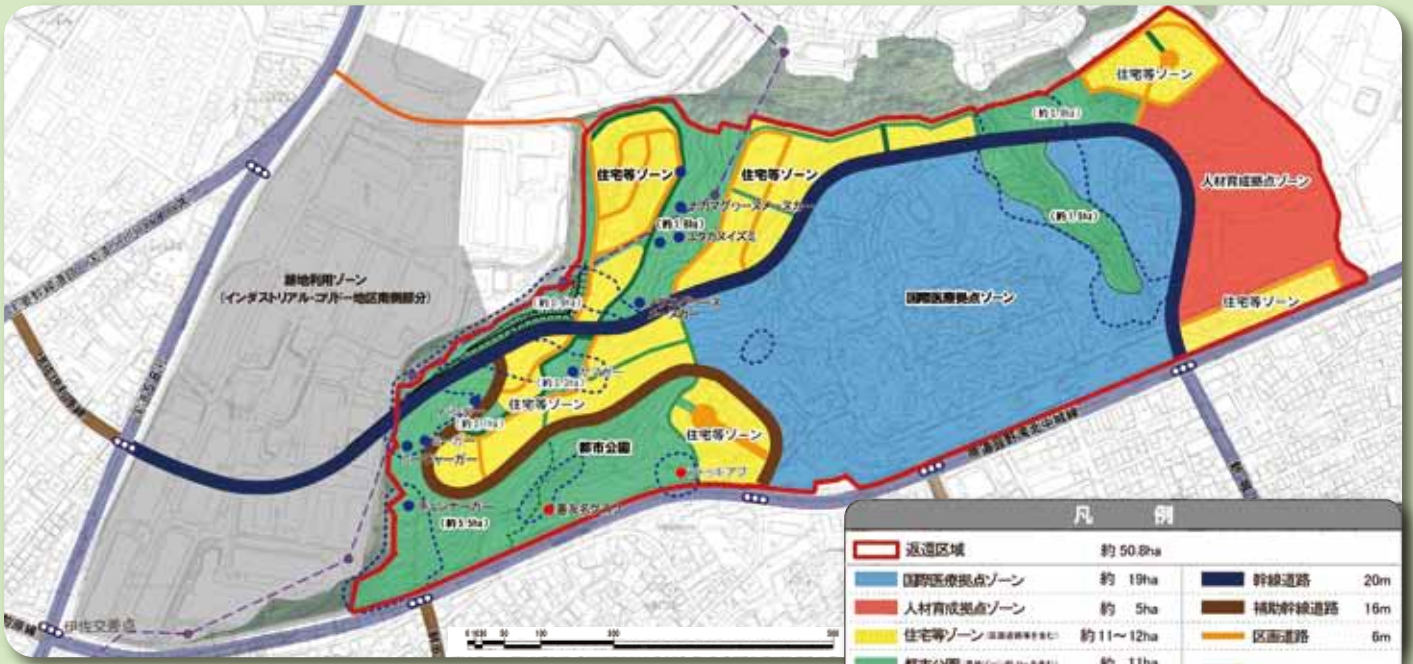
平成27年3月31日に返還された西普天間住宅地区は、平成25年度から「新たな都市機能を有するまちづくり」として地権者アンケート（計4回）を実施し、医療や健康をテーマとした土地利用計画を進めてきました。

この結果を踏まえ、学識経験者、専門家、地権者代表、国・県・市の職員からなる「宜野湾市軍用地跡地利用計画策定委員会」を開催し議論を重ねました。その上で、「跡地利用計画(案)」および「付帯事項」を取りまとめ、平成27年7月24日に付帯事項を付して「跡地利用計画」が庁議において決定されました。

西普天間住宅地区の跡地利用につきましては、現在、国から拠点返還地の指定を受け、跡地利用の先行モデルとして国からの積極的なご支援を受けながら、「国際医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち」を跡地利用のコンセプトとしたまちづくりを目指しております。



庁議決定後の記者会見の様子



付帯事項

[文化財]

●文化財調査の組織体制を整えた上で、文化財等の現地調査結果を踏まえ、必要に応じ計画への反映を検討すること

[支障除去]

●地区内の支障除去について、慎重な調査を国に求めるとともに、その他の調査等の工程及び事業計画に影響が出ないように調整すること

[土地利用]

- 上位関連計画や隣接するコリドー地区との計画の整合性を図ること
- 骨格道路の配置、線形及び取付位置は、広域的なネットワークや将来交通量への対応等に留意し検討すること
- 土地・建物利用、工作物等の整備においては、地区の魅力を見失わないよう、土地の歴史や文化の継承、現況地形の活用、眺望の確保等に留意することを関係者と共有すること

[地権者合意形成]

- 地権者の意向を反映する機会を設けた上で、計画を策定すること
- 管理型墓地については市墓地基本計画の考え方も踏まえた上で地権者の意向に配慮しながら位置を決定すること
- 周辺土地利用との調整及び沿道商業地の形成など、地権者の意向に可能な限り配慮したゾーンの形成に努めること

[推進体制]

- 地区全体の運営管理と個々のゾーンの事業主体とが連携を持った組織体制のあり方を検討すること

問合せ：まち未来課 ☎893-4411 内線308・309